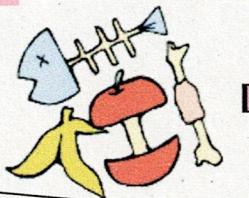


ふれあい収集

ごみと資源の分け方出し方

① 収集当日の**8時30分までに指定場所**に出して下さい。

可燃ごみ



水分をよく切ってビニールに入れ専用の袋で出して下さい。

資源・不燃

空き缶・びん・ペットボトル・その他プラスチック・古繊維類
古紙類・金属類・乾電池・蛍光灯・天ぷら油・不燃ごみ



- 資源・不燃ごみは**各種類ごとにまとめてください。**
- その他プラスチック類は**レジ袋などにまとめて出してください。**
- 天ぷら油は**フタ付の容器**に入れて**出してください。**
- 蛍光灯は割れないように気をつけて**ください。**

こんなときは？



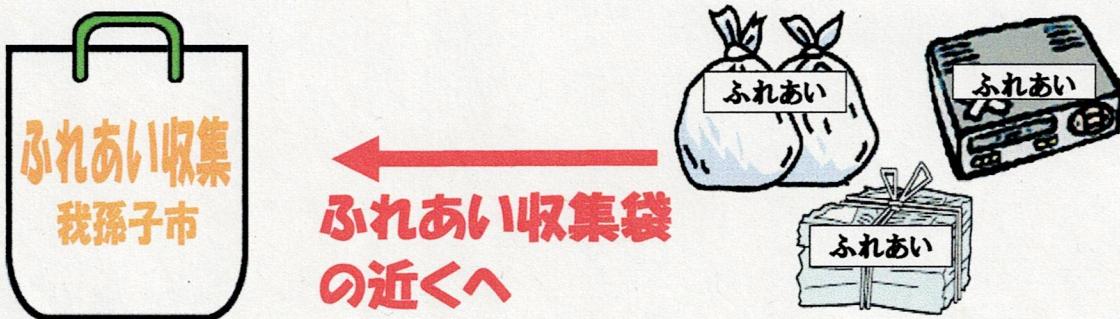
- ※ 専用袋に入らない時は専用袋近くに置き、『ふれあい』と表示してください。
- ※ 枝木など一時的にごみが多量に出る場合は自己搬入又は許可業者に依頼してください。
- ※ 粗大ごみは、電話申し込みによる戸別収集（有料）です。

ふれあい収集の問合せ
粗大ごみ専用受付電話

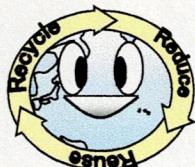
04-7185-1130
04-7181-5374

ふれあい収集 確認事項(利用者様)

- ① 『ふれあい収集カレンダー』をお使いください。
※このカレンダーは濡らさないようにお使いください。
- ② 8:30までに玄関先等指定された場所にお出しください。
※8:30以降に出されたごみは回収できない場合があります。
- ③ 『ふれあい収集 ごみと資源の分け方出し方』をご覧になり、
分別ルールを守ってください。
※分別されてない場合は、回収できません。
- ④ **ふれあい収集袋に入らない場合は、次のようにお出しください。**
※必ず、ふれあい収集袋の近くに置き、『ふれあい』と表示
し、表示されてないものは回収できません。



- ⑤ 回収日には、**必ずふれあい収集袋**をお出しください。
※ごみが無くても、ふれあい収集袋にティッシュやチラシ等を
1枚入れるかあるいは、『ごみがありません』と表示をお願
い致します。
- ⑥ ふれあい収集袋は出したままにしないでください。
- ⑦ 回収後、ふれあい収集袋が飛ばぬようペットボトル等の重しを
ご用意ください。
- ⑧ **枝木等、一時的にごみが多量に出る場合は、自己搬入又は
許可業者等に依頼してください。**
- ⑨ 声かけ後に、ごみを出す事はしないでください。
- ⑩ 粗大ごみは、ふれあい収集では回収しません。
- ⑪ おおむね5年後に再面談があります。
- ⑫ 入院や不在にする場合は、生活衛生課にご連絡ください。
※『ふれあい収集利用者の〇〇です』とお伝えください。



お問合せ

我孫子市役所 生活衛生課

☎ 04-7185-1130

居宅介護支援事業所ご担当者様

ふれあい収集注意事項について

日頃から、ふれあい収集事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。「我孫子市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援ふれあい収集」事業は、関係機関のご協力によって成り立っております。居宅介護支援事業所様におかれましては、以下の項目についてご配慮をしていただきたく、宜しくお願ひいたします。

1 立会い

面接(再面談含む)の際に、利用者のみ、あるいはご親族だけでは生活状況やヘルパー等の利用状況が正確に分からぬケースがあるため、介護サービスを提供している担当ケアマネージャー様の立会いをお願いしています。尚、お申し込みは、ホームページから最新の申込書をダウンロードしていただき、生活衛生課へ郵送していただきます。

2 情報提供

面接(再面談含む)には、①介護ヘルパーの利用状況 ②通院状況 ③デイサービス利用状況をお聞きします。施設名や利用時間・電話番号のご準備をお願いします。

3 生活衛生課への連絡

以下の場合は、生活衛生課へご連絡ください。

- ① 利用者が入院した場合
- ② 利用者が不在の場合(ショートステイ等、自宅を不在にする場合)
- ③ 担当ケアマネージャー様が変更になった場合(居宅介護支援事業所変更も含む)
- ④ 世帯状況に変更が生じた場合
例:世帯から独居に変更や同居者が増えた等

4 声掛け

ごみが出ておらず、声掛けを希望されている利用者が応答しない場合、次の流れで安否の確認をします(祝祭日等の場合は翌開庁日)。

- ①回収業者から生活衛生課に連絡。
- ②生活衛生課が利用者に電話連絡。
- ③生活衛生課からケアマネージャー様に連絡。
※ケアマネージャー様に安否の確認をしていただきます。
- ④高齢者支援課・緊急連絡先に連絡。

5 緊急時の対応

利用者が倒れていた場合や体調不良を訴えていた場合は、次の順に対応しま

- ①回収業者が消防署に通報し、救急車を要請。
- ②回収業者が生活衛生課に連絡。
- ③生活衛生課から緊急連絡先に電話連絡。
- ④担当ケアマネージャー様へ連絡。
- ⑤高齢者支援課・障害福祉支援課へ連絡。

〒270-1192

我孫子市我孫子1858番地
我孫子市役所 生活衛生課
電話 04-7185-1130

